

2019年度 第3回理事会次第

日 時：2019年7月28日（日）10：00～

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

（千葉県中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階）

1. 出席者及び資料の確認

2. 開 会

3. 会長挨拶

4. 議 題

（1）会長と三役会からの報告

① 選挙管理委員の選出

● 役員選出規則第3号第7条・役員選出細則規程第1号第5条

② 無低の意見交換会について

③ 倫理委員会開催について

④ 拡大世話人会の開催について

⑤ 研修中止等のHPへの掲載について

⑥ 研修についての各委員会への依頼事項について

（2）各委員会報告事項に対する質疑

（事前送付資料によりご確認ください）

（3）議事

① 懲戒処分の開示に関する規程について

5. 閉 会

次回理事会予定 第4回理事会：2019年9月1日（日）10：00～

場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

【理事会報告事項】

- ・ 倫理に関する様式を準備したので報告する

添付①、②、③、④、⑤参照

添付①—事務局相談受付票（様式1）

添付②—苦情受付票（様式2）

添付③—苦情申立書（様式3）

添付④—苦情対応記録（様式4）

添付⑤—処分書（様式5）

- ・ 研修事前申請書について—添付⑦参照



【理事会議事・承認依頼】

添付⑥参照

- ・ 懲戒処分の開示に関する規程について、承認いただきたい

事務局初期相談受付票

1. 受付日時	年 月 日 (曜日) : ~ :
2. 窓口対応者	
3. 相談方法	電話 / 文書 / FAX / Eメール / 来所
4. 相談者	氏名 住所 電話
5. 苦情の対象者	氏名 住所 電話 FAX Eメール
6. 相談者と対象者との関係	

苦情内容の発生時期	年 月 日 (~ 年 月 日)
主訴	
概要	(苦情発生場所、相手方、内容等)
要望	

事務局長印	不適切事項	苦情相談対応者	苦情相談担当者印
	有 無	氏名	

添付②
(様式2)

苦 情 受 付 票

1. 受付日時	年 月 日 (曜日) : ~ :
2. 窓口対応者	
3. 相談方法	電話 / 文書 / FAX / Eメール / 来所
4. 相談者	氏 名 住 所 電 話
5. 苦情の対象者	氏 名 住 所 電 話 Eメール FAX
6. 相談者と対象者との関係	

苦情内容の発生時期	年 月 日 (~ 年 月 日)
主訴	
概 要	(苦情発生場所、相手方、内容等)
要望	

事務局長印	不適切事項	対応欄 (年 月 日)	苦情対応者
	有 無		

苦 情 申 立 書

年 月 日

一般社団法人千葉県社会福祉士会会長 殿

貴会「正会員に対する苦情等の申出及び苦情申立に関する手続規則」に基づき、次のとおり苦情を申し立てます。

1. 申立人 (今後の連絡先)

住 所			
氏 名		電 話	

2. 被申立人 (本会会員)

(氏名以外は、分かる範囲でご記入ください)

住 所			
氏 名		会 員 番 号	
所 属		電 話	

3. 苦情内容

苦情内容の発生時期	年 月 日 (～ 年 月 日)		
主 訴			
概 要	(発生場所、相手方、具体的内容等を記入。必要であれば別紙を添付してください)		
要 望			

受 付	受 付 日	受 付 者 氏 名
事務局		

添付④

(様式4)

一般社団法人千葉県社会福祉士会 苦情対応記録

■相談者氏名：

■対象者氏名：

■発生時期：

■苦情内容：苦情受付票及び苦情申立書参照

(令和 年度

番)

対応項目	年月日	備考
受付年月日		受付者指名：
苦情申出受付年月日		
事務局長対応日		
苦情対応者対応日		
苦情申立書受付日		
倫理委員会への伝達日		
調査開始・不開始通知日		通知内容：
倫理委員会審議日		
理事会報告日		
總會審議日		
処分決定日		処分内容
処分通知日		

処 分 書

氏名：〇〇〇
所属：一般社団法人千葉県社会福祉士会
会員番号：〇〇〇

上記の者に対し、次の通り処分する

主文

上記の者を「〇〇〇」に処す

第1 本件にかかる事実

第2 処分の理由

- (1) 被申立人の行為は別紙に示す公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領・行動規範に抵触する。
- (2) 上記の事実及び情状等の事情を考慮して、本会「懲戒基準規則」第2条の規定により、主文の通り処分とする。

第3 注意の内容 (懲戒に伴うペナルティや改善指導事項を記述する)

第4 公表

例文：被申立人を特定する氏名等は公開しないが、処分内容等については公開する。公開する内容については理事会で決定する。

第5 情報開示 (必要に応じて記述する)

例文：本処分に関する情報開示請求が第三者からあった場合は、本会は「懲戒処分の開示に関する規則」に則り対応する。

第6 補足

被処分者は、この処分に対して、本書受領後 30 日間は不服申し立てを行う権利を有する。(30 日以内に不服申立が行われない場合は本処分の決定は確定する。)

20**年**月**日
一般社団法人千葉県社会福祉士会
会長 渋沢 茂

別紙

処分の理由に対応する規定

○公益社団法人日本社会福祉士の倫理綱領

○同社会福祉士の行動規範

○一般社団法人千葉県社会福祉士会懲戒基準規則

添付⑥

一般社団法人千葉県社会福祉士会 懲戒の開示に関する規程（案）

規程第〇号

〇〇年〇月〇日制定

（目的）

第1条 この規程は千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）に所属する正会員である社会福祉士もしくは正会員であった社会福祉士が本会に所属している間に受けた懲戒の処分に関する履歴を、本会が開示するための手続きを定める。

（開示請求者）

第2条 本会は社会福祉士に対して採用や事業契約をし、もしくはしようとする者から請求があった場合、当規程に則り、当該社会福祉士の懲戒処分歴を開示することができる。

（開示できる懲戒処分歴）

第3条 本会が開示できる懲戒処分歴は次に掲げるものとする。

- （1）除名 懲戒処分の効力が生じた日から3年を経過していないもの
- （2）戒告 懲戒処分の効力が生じた日から2年を経過していないもの
- （3）嚴重注意 懲戒処分の効力が生じた日から1年を経過していないもの

（開示する懲戒処分の内容）

第4条 本会が開示する懲戒処分歴の内容は、次に掲げるものとし、懲戒履歴管理者が懲戒履歴管理簿から転記する。

- （1）懲戒の種別
- （2）懲戒の処分が効力を生じた年月日
- （3）懲戒の事由

（開示請求の手続き）

第5条 本会は、懲戒処分歴の開示請求する者に対し、次に掲げる事項を記載し、押印した書面を提出させなければならない。

- （1）請求者の氏名及び住所、法人等の場合は代表者名
- （2）開示請求する社会福祉士の氏名
- （3）開示請求する社会福祉士に依頼もしくは契約しようとする事案の概要
- （4）開示を必要とする理由
- （5）本会から開示を受けた懲戒処分歴を守秘する誓約をする旨

（開示の方法）

第6条 本会は、前条の書面提出があったときは、前条第1項第4号の開示を必要とする事由が不当と認める場合を除き、請求者に対して第4条に記載する事項を通知する。

2 第3条に規定する懲戒処分歴がないときは、その旨を通知する。

〈研修事前申請〉

委員会名	【		】
研修名	【		】
申請者氏名	【		】提出日： 年 月 日（ ）
連絡先	【		】
Eメールアドレス	【		】
研修日1		年 月 日（ ）	
研修日2		年 月 日（ ）	

〈チラシ〉

作成者 【

	掲載有無	対応希望日	処理日
ホームページ掲載	有・無	/	/
チラシ封入	有・無	/	/
チラシ送付	有・無	/	/

〈受講料〉

受講料	振込／ 当日徴収	領収証	その他徴収
円	振込・当日	有・無	有・無

〈事前課題〉

事前課題	提出期限①	提出期限②	提出期限③
有・無	/	/	/

〈講師派遣依頼書〉

講師氏名	作成日	内諾	発送日	略歴他 提出期限	略歴他 受付日	資料 提出期限	資料 受付日	謝金調査票 他発送日	謝金調査票 他受付日
講師①	/	有・無	/	/	/	/	/	/	/
講師②	/	有・無	/	/	/	/	/	/	/
講師③	/	有・無	/	/	/	/	/	/	/
講師④	/	有・無	/	/	/	/	/	/	/

講師①郵送先 宛名含む	〒 Tel
講師②郵送先 宛名含む	〒 Tel
講師③郵送先 宛名含む	〒 Tel
講師④郵送先 宛名含む	〒 Tel

※講師派遣依頼文書宛名（肩書き）や郵送先所属等、ご確認後ご依頼ください

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2019年6月24日～2019年7月27日

【活動報告】

6月29日(土)	NPO 法人リンク研修会シンポジスト
7月3日(水)	松戸市無料低額問題話し合い
6日(土)	倫理委員会
18日(木)	3役会
21日(日)	無料低額宿泊施設に関する学習会
28日(日)	社会福祉士会理事会

◇各種委員会等

【後援・協賛】

- 2019年8月17日(土) 千葉県社会福祉協議会
「令和元年度第2回福祉のしごと就職フェア・in ちば」後援
- 2019年8月18日(日) 千葉県歯科医師会
「ジャスト・ミート! 8029 フェスティバル～口と食から始まる健幸長寿～」後援
- 2019年11月10日(日) 千葉県歯科医師会
「ちば県民いい歯とお口の健康ウイーク ～いい歯のイベント2019～」後援

◇その他の活動

- 2019年7月31日(水) 松戸市役所障害福祉課 成年後見制度利用促進に係る検討会
小川 晴雄氏出席予定
- 2019年8月6日(火) 千葉県災害VCセンター
令和元年度第2回千葉県VCセンター定例会議 服部 明氏出席予定
- 2019年8月22日(木) 市川市役所 障害者支援課、介護福祉課
市川市審判請求対象者検討会 今川 純子氏出席予定
- 2019年8月29日(木) 千葉県災害VCセンター
第40回九都県市合同防災訓練リハーサル 市原 久夫氏出席予定
- 2019年9月1日(日) 千葉県災害VCセンター
第40回九都県市合同防災訓練本番 服部 明氏出席予定
- 2019年9月20日(金) 千葉県弁護士会 千葉県弁護士会紛争解決支援センター開設記念パーティ
渋沢 茂会長、樽林 元樹事務局長、竹嶋 信洋事務局次長出席予定
- 2019年11月8日(金)、2020年1月17日(金) 白井市地域包括支援センター 地域ケア会議
小川 晴雄氏出席予定

**** 会員情報 ****

7月22日現在正会員:1,501名 (新入会:4名、転入:3名、退会:2名) 準会員5名、賛助会員2名

【報告事項】

1 点と線発行の進捗

(1) 第101号

- ・特集 無料低額宿泊所について
導入（無料低額宿泊所について）、討論会の内容について、松戸の移行支援事業について、まとめ
- ・地域集会（佐倉・四街道・八街地区地域）
- ・地域集会とは・拡大世話人会
- ・全国大会
- ・社会福祉士の輪
- ・『被災地支援活動協力員』名簿登録したらどんな仕事があるか（市原←山口）
- ・事務局便り

(2) スケジュール

- 7月4日（木） 編集会議
 - 8月19日（月） 原稿締切
 - 8月20日（火）～9月2日（月） 編集落とし込み
 - 9月3日（火）～9月9日（月） 一次校正
 - 9月10日（火）～9月16日（月） 二次校正
 - 9月17日（火）～9月23日（月） 最終レイアウト
 - 9月24日（火）～9月30日（月） 部会長チェック～PDF化作業～全体チェック
 - 10月4日（金） 入稿最終日
 - 10月4日（金） 同封チラシ等 原稿事務局へ入稿〆切
 - 10月24日（木）（仮予定） 発送作業（※納期が送れた場合は、10/30.31を予定）
 - 11月7日（木） 102号編集会議
- ※第102号発行 3月末

2 パンフレットの改訂、印刷について

(1) 見積金額 1000部 → 133,920円

前回理事会で、承認いただいたところですが、作業進めていきます

(2) 内容

別紙 理事会での意見を参考に修正案を作成したのでご確認ください

一般社団法人
千葉県社会福祉士会 ご案内



つなぐ 支える 守る

社会福祉士とは

何らかの理由で日常生活を営むのに支障がある方々の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行うことを業とする者（ソーシャルワーカー）の国家資格です。

千葉県社会福祉士会の想い

地域共生社会の実現に向けた方向性は、20世紀末に示された「社会福祉基礎構造改革」以来、戦後2度目の社会保障制度の大きな転換期です。福祉サービスを拡充することだけでは保てなくなった社会を「共助」に重点をおいて再構築しようとするものです。縦割りの福祉が分野統合され、福祉と多分野の垣根が見えなくなっていく、さらには地域の中に混在化されていく。そんな方向性が描かれています。

その中で、人間の福利の増進を目指して、社会の変革を進めるソーシャルワーカーの役割は重要です。当事者が抱える課題について適切な社会資源とつなげること、あるいはそれを創造して社会の中に配置していくことが求められるからです。

千葉県社会福祉士会は発足以来、日常生活や介護のことなど、生活の困りごとが起きたときに「福祉の道案内役」として県民の皆様役に役立ててもらえるよう、日々活動しています。

社会福祉士はソーシャルワークの定義に沿った活動が出来ているのか研鑽します。それを皆で共有する機会を持ちたいと思います。司法や医療、教育等の他分野との協働をさらに勤めます会員内外の方の思いを組み入れた活動が出来るように努めます。

社会福祉士は こんな人達の近くにいます。



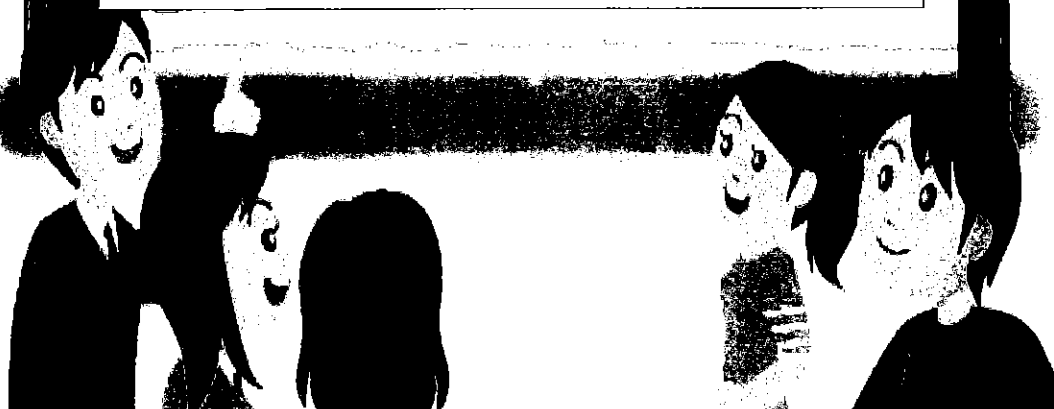
社会福祉士の活躍の場は 広がっています。

社会福祉士会で活躍する社会福祉士

<p>専門職後見人 (権利擁護センターぱあとなあ千葉)</p>	<p>成年後見制度に関する詳細な研修を受けた社会福祉士が、財産管理や日常生活に不安のある方を支援します。ぱあとなあでは、相談事業、成年後見等の受任要請に応える体制づくり、成年後見制度に関する啓発活動、調査研究活動を行っています。</p>
<p>被災地支援活動協力員 (災害対策委員会)</p>	<p>被災地支援の速やかな対応に備え、「被災地支援活動協力員名簿」を予め作成しています。大規模災害が発生した場合、被災地支援を臨機応変に行うこととし、日頃からの災害対応の実践的研修会を行っています。</p>
<p>刑事司法ソーシャルワーカー (司法福祉委員会)</p>	<p>刑事司法ソーシャルワーカー養成講座を修了した者を名簿登録しています。罪を犯した又はそのおそれのある福祉的な支援が必要な高齢者や障害者に対し、その本人の同意を得て、弁護士等と協力して福祉的支援を行います。</p>
<p>独立型社会福祉士 (日本社会福祉士会)</p>	<p>日本社会福祉士会 HP に名簿を掲載しています。日本社会福祉士会独立型社会福祉士委員会主催の独立型社会福祉士に関する研修を修了した「認定社会福祉士」です。</p>

世界中で活躍するソーシャルワーカー
新定義「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」
ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。
この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

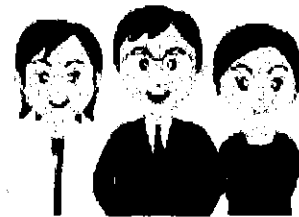
ソーシャルワーカーはまだ数年間の検討を経て、2014年7月メルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会においてソーシャルワークの定義改訂が採択。日本語定義の作業は社会福祉専門職団体協議会と（一社）日本社会福祉教育学校連盟が協働で行った。2015年2月13日、IFSWとしては日本語訳、IASSWは公用語である日本語定義として決定した。社会福祉専門職団体協議会は、（NPO）日本ソーシャルワーカー協会、（公社）日本社会福祉士会、（公社）日本医療社会福祉協会、（公社）日本精神保健福祉士協会にて構成され、IFSWに日本国代表団体として加盟しています。



**千葉県社会福祉士会は
倫理綱領を遵守することを誓約した者の集まる
専門職団体です。**

■ 困った時にはご相談ください ■

専門性を向上させたい
社会福祉士同士のつながりが欲しい
専門職としての悩みを相談したい



どこに、誰に
相談したら良いのか分からない

社会福祉士って
どんな資格なのか知りたい



お問い合わせ先

一般社団法人
千葉県社会福祉士会

☎ 043-238-2866

☎ 043-238-2867

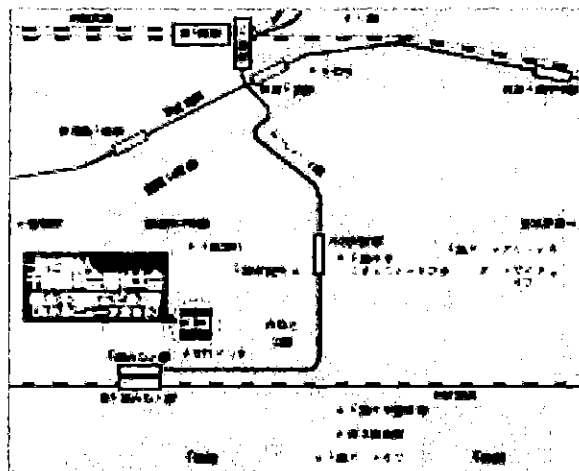
(平日9時～17時)

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千港7-1

E-mail office@cschwiba.com

<http://www.cswchiba.com/>



[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1、2019年度基礎研修 報告

基礎研修Ⅰ（受講人数 60名）

令和1年8月31日（土）から開始

基礎研修Ⅱ（受講人数 53名）

- ①令和1年5月26日（日）ソーシャルワーク系理論系科目Ⅰ修了
- ②令和1年6月16日（日）ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ修了
- ③令和1年7月21日（日）ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ修了

基礎研修Ⅲ（受講人数 44名）

- ①令和1年5月25日（土）実践評価・実践研究系科目Ⅰ修了
- ②令和1年6月15日（土）実践評価・実践研究系科目Ⅰ及び
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ修了
- ③令和1年7月20日（土）実践評価・実践研究系科目Ⅰ修了

2、令和1年7月28日（日）14：00～研修委員会リーダー会議（事務局奥）

議題 社会福祉士全員集まれ！ この指と～まれ 研修内容検討
令和1年度 基礎研修ⅡⅢ これまでの運営上の反省点
その他基礎研修Ⅰの課題の読み込み

【添付資料】

□法人後見に関する規程類の改正について

【活動報告】

○ ぱあとなあ千葉 第2回運営委員会

日時：2019年7月16日（火） 18:00～ 20:30

場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出席：井部・石橋・越後谷・小川・奥野・朽名・櫻井・四ノ宮・高美・田中・中山・服部・吉田

報告： 部会報告

□研修部会：

- ・第1回必須登録員研修：6月8日 142名参加
- ・第1回レベルアップ研修：7月6日 34名参加
- ・旧成年後見人養成研修修了後の未登録への名簿登録研修受講のご案内を該当者へ郵送。

□コーディネーター部会：

- ・今年度の家裁からの推薦候補者依頼は400件を超える見込み。
コーディネーターを6名にして、県内家裁担当地域を5に分割して担当。
①市川、②本庁、③木更津・館山・一宮、④佐倉・佐原、八日市場、⑤松戸
- ・情報漏洩対策としてクラウドを導入し、業務を始めて試行中。
- ・候補者が開拓した自薦は、増加傾向で家裁への回答は1週間以内と時間がなく、事務局との迅速な連携をもとめられている。

□業務管理部会：

- ・活動報告書の読み込み作業がはじまり、クラウドを使う読み込み体制を検討している。
- ・8月中に個別面談を終わらせる予定。

□リスクマネジメント部会：報告事項なし。

討 議

① 現行メーリングリストのサービスの終了について

- ・現行の登録員MLが2019年12月2日にサービス終了となる。
- ・今後の情報交換ツールとして、代替サービス（Googleグループ）、クラウドサービス利用が考えられる。
- ・会員への周知は、次号のぱあとなあ千葉ニュースで行う。
- ・現行ML参加者は106名。

② 法人後見に関する規程改正について

現在、当会の法人後見は困難事例を対象とし1件受任してるが、監査委員から事務執行者に対し適正な報酬を支給すべきとの提案があり、法人後見に関する規程と細則の一部を改正する。

□委員からの意見

- ・①の事務執行者の報酬に関して、事務執行者の報酬は家裁の審判額とすべき。
- ・今後当会で法人後見を推進していくなら財政的負担も考慮しなければならない。
- ・両論併記を含めた3案について出席委員全員に賛否を聞いた結果、審判報酬額全額を主担当と副担当とで業務内容に応じて按分するという意見でまとまった。

③ ささえあい制度にかわる新しい報酬制度について

- ・第1回必須登録員研修でのグループ討議で、ささえあい制度廃止の意見も出されたので今後の新しい報酬制度について参考にしたい。

(委員からの意見)

- ・市町村への働きかけをぱあとなあ独自でも早急にすべき。
 - ・他県の同様の制度について調査をしてほしい。
 - ・運営委員会でこれまで出された方針に沿って新しい報酬制度づくりをすすめていく。
- ④ 後見人が開設した銀行の貸金庫の取り扱いについて
- ・ある家裁の書記官から、後見人開設の貸金庫の費用は後見人が全額負担すべきとの考えがあるが、貸金庫に関するぱあとなあのルールについて知りたいとの口頭での問い合わせがあった。
 - ・貸金庫の費用分担に関しては明確なルールがなく、書記官によっても考え方がことなることから、ぱあとなあ登録員それぞれが書記官と協議して判断する扱いになった。

【理事会決議・承認依頼事項】

法人後見に関する規程類の改正について

(理由) 監査委員から事務執行者に対する適正な報酬を支給すべきとの提案があったこともあり、法人後見に関する規程と細則の一部を改正したい。

主な改正提案内容

- ① 別紙「法人後見に関する規程類の改正について」を参照
- ② 第9条及び第15条の法人後見業務第三者委員会を法人後見業務監査委員会に変更する。

以上、上記の件について、決議及びご承認をお願いします。

法人後見に関する規程類の改正について

ばあとなあ千葉運営委員会

本年、3月5日の邦人後見監査委員会において、千葉県社会福祉士会が実施する法人後見は困難事例を対象としており、事務執行者（主担当者、副担当者）に対して、それに相応しい報酬を支給すべきである、との指摘、提案を頂いた。

これを受けて、ばあとなあ運営委員会で検討した結果、当面、以下のような考え方で、事務執行者に対する報酬を支給することとし、関係する規程類の改正を行ないたい。

- 1) まずは、家庭裁判所に対して、困難事例に相応しい報酬付与の申立を行い、適正な報酬付与審判をしてもらう。

*参考：「成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加することがあります」（「成年後見人等の報酬額のめやす」：東京家庭裁判所立川支部、平成25年1月1日）

- 2) 上記を前提に、その報酬付与審判額相当を、事務執行者の主担当者、副担当者に案分して、会としての報酬（手当）を支給する。

また、上記のほか、実情にそぐわない法人後見に関する規程、細則の一部も改正することとしたい。併せて、理事会での承認を求める次第である。

I 一般社団法人千葉県社会福祉士会法人後見の実施に関する細則

（規程第17号 平成24年10月28日制定）の改正（案）

現行	改正案
<p>第11条 2 本会の申し立てにより家庭裁判所が審判を下した本会への報酬は、その全額をいったん本会への収入として計上するものとする。事務執行者への報酬の分与は、下記の基準に従って行なわれるものとする。</p> <p>・事務執行者には本会が受け取る報酬全額の<u>90パーセント相当額を分与</u>することを原則とし、これを<u>主担当者60パーセント、副担当者30パーセントの比率で分配</u>するものとする。（たとえば、報酬額が月額20,000円の場合、主担当者12,000円、副担当者6,000円）</p>	<p>第11条 2 本会の申し立てにより家庭裁判所が審判を下した本会への報酬は、その全額をいったん本会への収入として計上するものとする。事務執行者への報酬の分与は、下記の基準に従って行なわれるものとする。</p> <p>・事務執行者には本会が受け取る報酬全額の<u>100パーセント相当額を支給</u>することを原則とし、これを<u>主担当者と副担当者の貢献度合に応じて分配</u>するものとする。両者の分配比率は、ばあとなあ千葉運営委員会の査定に基づき会長が決定し、理事会に報告するものとする。</p>

現行	改正案
<p>第11条 3 事務執行者への報酬の支払いは、本会が報酬額を受領した後に、事務執行者から本会への請求に基づき支払われるものとする。また、<u>上記の報酬分与基準については、個別の事案の内容、状況によって変更することもありうるものとし、変更する場合には、理事会の承認を必要とする。</u></p>	<p>第11条 3 事務執行者への報酬の支払いは、本会が報酬額を受領した後に、事務執行者から本会への請求に基づき支払われるものとする。</p>
<p>第9条 2 監査委員会は、<u>年2回(2月、8月)</u>の定期監査のほか、運営委員会の求めに応じて、または監査委員会の独自の判断により随時、監査を実施するものとする。</p>	<p>第9条 2 監査委員会は、<u>年1回(2月)</u>の定期監査のほか、運営委員会の求めに応じて、または監査委員会の独自の判断により随時、監査を実施するものとする。</p>

II 一般社団法人千葉県社会福祉士会法人後見に関する規程
(規程第16号 平成24年10月28日制定)の改正(案)

現行	改正案
<p>(法人後見業務第三者委員会) 第9条 本業務の適正な執行を図るために、<u>法人後見業務第三者委員会</u>(以下「<u>第三者委員会</u>」という。)をおく。 2 <u>第三者委員会</u>の構成は、法律・医療・福祉関係者、<u>学識経験者</u>、<u>県民を代表する者等</u>の中から会長が選任する。</p>	<p>(法人後見業務監査委員会) 第9条 本業務の適正な執行を図るために、<u>法人後見業務監査委員会</u>(以下「<u>監査委員会</u>」という。)をおく。 2 <u>監査委員会</u>の構成は、法律・医療・福祉関係者、<u>学識経験者等</u>の中から会長が選任する。</p>
<p>(苦情申立) 第15条 被後見人等及びその関係者は、本会が行なう後見業務に関し、<u>第三者委員会</u>に苦情を申立てることができる。</p>	<p>(苦情申立) 第15条 被後見人等及びその関係者は、本会が行なう後見業務に関し、<u>監査委員会</u>に苦情を申立てることができる。</p>

司法福祉委員会

【報告事項】

1 司法福祉連携協議会（千葉県弁護士会刑事弁護センターとの協議会）

日時 2019年6月11日 午後6時から

参加者 6名（川上、吉田、堀口、小川、三代川、大浦）

概要

- ① 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座のスタッフ打合せ
- ② マッチング支援事業にて弁護士より依頼あり。次回、事例発表する。

2 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座 基礎編

（認定社会福祉士制度の分野専門研修）

日時 2019年6月29日（土）、6月30日（日）

場所 千葉県弁護士会 4階大会議室

参加者 29名（当会員15名、県外社士会員12名、非会員2名）

修了者 29名

（担当スタッフ：堀口、小川、三代川、保田、大浦）

以上

【報告事項】

日時	活動内容	出席者
5 月 11 日 (東京社会福祉士会 事務局)	関東甲信越ブロック社会福祉士会災害連携会議 : 今後「災害時相互応援に関する協定」を締結 (幹事会は東京士会, 新潟県士会)	市原, 服部
6 月 26 日 (日本赤十字社千葉 県支部)	千葉県災害ボランティアセンター連絡会	市原
7 月 12 日 (千葉県弁護士会)	①組織名称の決定: 千葉県災害復興支援士業ネット ワーク ②組織目的: 参加団体が相互に連携し, 被災者支 援, 復旧・復興支援活動を行う ③参加士業: 弁護士会, 司法書士会, 税理士会, 行政書士会, 土地家屋調査士会, 社会保険労務士 会, 中小企業診断士協会, 不動産鑑定士協会, 公 認会計士協会, 建築士会, 技術士会, 弁理士会, 社会福祉士会, 介護福祉士会, 精神保健福祉士協 会, 臨床心理士会, 社会福祉協議会, 千葉市国際 交流協会 (略称) ④規約の正式決定後結成式を行う ⑤今後, 行政との協定締結を検討 参考: 正式発足時には当会が参画することについ ては, 昨年度第 6 回理事会 (1 月 20 日) で承認済	市原

今後の予定

日時	活動内容	出席者
8 月 6 日	千葉県災害ボランティアセンター連絡会	服部
8 月 29 日 (船橋市)	第 40 回九都県市合同防災訓練: リハーサル	市原
9 月 1 日 (船橋市)	第 40 回九都県市合同防災訓練	服部